



共に生き、共に支え合う まちづくりを目指して



障害福祉サービス

補装具費給付事業

補装具は身体障害者(児)の失われた身体機能を補完または代替する用具で、身体の状態、職業、教育環境等の諸条件が考慮されます。支給を受けるためには、その部位の身体障害者手帳を持っていることと、購入や修理の前に申請が必要です。

★対象用具★

障害種別	補装具の種類
肢体関係	・義肢 ・装具 ・座位保持装置 ・車いす ・電動車いす ・歩行器 ・歩行補助杖 ・重度障害者用意思伝達装置 ・座位保持いす(障害児のみ) ・起立保持具(障害児のみ) ・頭部保持具(障害児のみ) 等
視覚/聴覚	・矯正眼鏡 ・遮光眼鏡 ・弱視眼鏡 ・義眼 ・盲人安全杖 等 / 補聴器
内部	・電動車椅子 ・車椅子 ・歩行器 ・歩行補助杖

■申請は、医師意見書提出や医療機関で判定を受けるなど、補装具の給付品目により手続きが異なります。詳しくは、市福祉事務所までお問い合わせください。

日常生活用具給付事業

日常生活用具は在宅で生活している重度障害のある方が、日常生活を容易にするために使用する用具で、障害の種別や程度、年齢によって給付できる用具が異なります。給付を希望する用具がある場合は、**購入前に相談してください。**なお、用具の修理は対象となりません。

★対象用具★

介護訓練支援用具	特殊マット、特殊寝台、入浴担架、特殊尿器、移動用リフト、訓練いす 等
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、杖、手すり、滑り止めマット、スロープ、頭部保護帽、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、聴覚障害者用屋内信号装置 等
在宅療養等支援用具	吸入器、電気式たん吸引器、酸素運搬車、盲人用体温計、盲人用体重計 等
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、点字ディスプレイ、点字器、視覚障害者用活字読み上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、人工咽頭、ファックス 等
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等③、尿管器
居宅生活動作補助	住宅改修費

③高度の排便もしくは排尿機能障害または脳原性運動機能障害で、意思表示が困難な人。3歳以上。脳原性運動機能障害の方は、医師意見書提出が必要です。

■申請に必要なもの…申請書(市福祉事務所にあります)、見積書、身体障害者(療育)手帳、印鑑

利用者負担

利用者負担額は原則1割が自己負担となりますが、所得(本人または配偶者、18歳未満の方は保護者の所得)に応じて一月あたりの上限が定められています。
※市民税所得割が46万円を超える場合は、支給対象外となります

区分	対象となる方	上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯の方	0円
低所得	市民税非課税世帯の方	0円
一般	市民税課税世帯の方	37,200円

市では、障害者の方が安心して生活できるように、さまざまな障害福祉サービスを提供しています。先月号に引き続き、市が行っているサービスを紹介します。

※介護保険法、労働者災害補償保険法により給付またはレンタルされる品目については、どちらが優先となります

国保だより

一部負担金の減免制度

国保制度では、特別な理由のある被保険者で一部負担金(自己負担額)を支払うことが困難と認められた場合に、減免を受けることができます。

☆対象

国民健康保険被保険者で、次のA〜Dのすべてに該当し、資産、融資等の活用を図ってもなお、その生活が著しく困難な方

A 次のいずれかに該当する場合

- ① 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡、または障害者となったとき、または資産に重大な損害を受けたとき
- ② 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき
- ③ 事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき、または①から③に類する事由があったとき

※③の「収入が著しく減少したとき」とはその年の収入が前年の収入に比べ30%以上減少した場合とします

B 入院療養を受ける被保険者がいる世帯

C 当該世帯の月額収入が生活保護基準額以下のとき

☆減免期間

申請のあった月から3カ月以内

今月は、災害や失業などの特別の理由により、医療費の支払いが困難となっている世帯に対して、病院の窓口での自己負担額の減免を受ける制度や、75歳の誕生日を迎えられる方へのお知らせ、また、国税の最終納期限についてお知らせします。

75歳のお誕生日を迎えられる皆さまへ

後期高齢者医療制度は、75歳のお誕生日からご加入していただく医療保険制度です。(65歳以上75歳未満で一定以上の障害があると認められた方もご加入できます)

それまでご加入していた国保などの医療保険ではなく、後期高齢者医療の被保険者証を医療機関等へ提示し、病気やけがなどの治療を受けることとなります。

◎被保険者証について

75歳のお誕生日の前月20日ごろに、被保険者証をみどり色の封筒で郵送します。被保険者証は、一人に一枚ずつ交付され、お誕生日当日から使用できます。(高齢受給者証は必要なくなります)

◎保険料の納付について

75歳のお誕生日の翌月10日ごろに保険料額決定通知書と納付書を郵送します。75歳のお誕生日が、4月・5月・6月上旬の方のみ、7月上旬ごろに郵送します。国保時に口座引落の手続きをされている方は、保険医療制度が変わるため、引継ぎができません。お手数ですが、新たに金融機関等で手続きをしていただく必要があります。

※納付書を紛失された場合は再発行しますので、市民保険課、または各支所までご連絡ください。

■問い合わせ

市民保険課高齢者医療係 ☎ 57-8506

国税の最終は8期で、納期限は2月28日です

(2月・3月に国保の資格を取得した人の場合は、納期限がそれぞれ3月末日・4月末日になります)

国保税の最終納期限のお知らせ

国保は、病気やけがをしたときに、安心して医療が受けられるように、みんなで国保税を出し合い、それを医療費に充てるという助け合いの制度です。国保は皆さんに納めていただいている国保税や国からの補助金などで支えられています。納期限までに納付をお願いします。

国保税を納めないで

特別な理由もないのに、納期限から1年を経過しても滞納を続け、納税相談にも応じていただけないような場合には「**保険証の返還**を求められることとなります。

その場合、代わりに「被保険者資格証明書」で治療を受け、医療費をいったん**全額自己負担**し、後で払い戻し(被保険者負担分の申請をすることになります)。

納付書を紛失された場合は、再発行します。税務課・各支所にご連絡ください。

■問い合わせ
税務課国保係 ☎ 57-8504